

事務連絡
令和元年6月 3日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

建設事業主等に対する助成金（CCUS 関連）について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 31 年 4 月より本運用が開始されました建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進に向けて、厚生労働省の助成金制度のうち、①技能者情報登録の促進を図るため、技能者情報登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成額単価の割増（中小建設事業主向け）、②CCUS を活用した働き方改革の取組を支援するため、カードリーダーに係る経費の助成（建設事業主団体向け）が活用できます（別添）。なお、助成金の活用に当たっては、計画届の提出を含め各種手続き、その他支給要件が設定されておりますので、詳しくは各労働局にお問い合わせください。

参考：厚生労働省ホームページ

建設事業主等に対する助成金

検索

以上

（担当：労働部 土屋・宇都宮）

- ① 技能者情報登録の促進を図るため、技能者情報登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成額単価を割増 (中小建設事業主向け)
- ② CCUSを活用した働き方改革の取組を支援するため、カードリーダーに係る経費を助成 (建設事業主団体向け)

①人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)

- 1.対象となる技能実習**
 - 安衛法による教習、技能講習、特別教育
 - 能開法による技能検定試験のための事前講習
 - 教育訓練給付金の支給対象となっている技術検定に関する講習
- 2.賃金助成額単価**
 - 労働者数20人以下の中小建設事業主：7,600円/人日
 - ←技能者情報登録者(※)については、8,360円/人日 (1割増し)
 - 労働者数21人以上の中小建設事業主：6,650円/人日
 - ←技能者情報登録者(※)については、7,315円/人日 (1割増し)
 - ※支給申請時点において、登録申請されていること。
- 3.適用時期**
 - 平成31年4月1日以降、訓練が開始される技能実習から当該措置を適用

②人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)

- 1.対象となる事業**
 - 入職・職場定着事業 (全8事業)のうち「⑤評価・処遇制度の普及等に関する事業」に取り組む場合。
(具体例)
 - a.評価・処遇制度 b.昇進・昇格基準 c.賃金体系制度
 - d.諸手当制度等の導入やキャリアパスのモデル作成
 - e.完全週休二日制度等、労働時間の削減に資する制度の普及 など
- 2.カードリーダーに係る経費の助成要件**
 - 上記「評価・処遇制度の普及等に関する事業」に取り組むに当たり、勤務時間の管理等に活用するため、カードリーダー (1台当たり5万円未満のものに限る) を購入あるいは専用アプリを利用した場合 (※)
 - ※ただし、構成員 (直接・間接問わない) に無償で貸し出す場合に限る。
- 3.助成率**
 - 中小建設事業主団体：支給対象経費の2/3
 - 中小建設事業主団体以外：支給対象経費の1/2
- 4.適用時期**
 - 平成31年4月1日以降、計画届が提出された事業から当該措置を適用

※なお、助成金の活用にあたっては、計画届の提出を含め各種手続き、その他支給要件を設定していますので、詳しくは各労働局にお問い合わせください。